掛川市条例第３号

掛川市立学校設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和３年２月２４日

掛川市長

（別紙）

掛川市立学校設置条例の一部を改正する条例

掛川市立学校設置条例（平成17年掛川市条例第150号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後の部分」という。)については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

<table>
<tr><th>改　正　前</th><th>改　正　後</th></tr>
<tr><td>別表（第２条関係）
１・２　（略）
３　幼稚園
<table>
<tr><th>名　称</th><th>位　置</th></tr>
<tr><td colspan="2">（略）</td></tr>
<tr><td>掛川市立大渕幼稚園</td><td>掛川市大渕5935番地の６</td></tr>
<tr><td><u>掛川市立横須賀幼稚園</u></td><td><u>掛川市西大渕1010番地</u></td></tr>
</table></td><td>別表（第２条関係）
１・２　（略）
３　幼稚園
<table>
<tr><th>名　称</th><th>位　置</th></tr>
<tr><td colspan="2">（略）</td></tr>
<tr><td>掛川市立大渕幼稚園</td><td>掛川市大渕5935番地の６</td></tr>
</table></td></tr>
</table>

附　則

この条例は、令和３年４月１日から施行する。